

研修参加報告書

令和元年 11月26日

会 派 名 江政クラブ
会派代表者 河合 正猛

(参加者： 宮田達男、田村徳周)
研修参加の結果について、次のとおり報告します。

年 月 日	令和元年8月7日(水)～9日(金)
研修時間	8月7日(水) 13:00～17:00 8日(木) 9:25～17:00 9日(金) 9:25～12:00
研修場所	全国市町村国際文化研修所(JIAM)
研修内容	令和元年度 市町村議会議員研修[3日間コース] 「1年目議員のために」 講師：静岡県立大学経営情報学部教授 小西 敦 氏 全国市議会議長会調査広報部 副部長 本橋 謙治 氏 明治大学名誉教授 中邨 章 氏

研修参加報告書

年月日	令和元年8月7日(水)～9日(金)
研修時間	8月7日(水) 13:00～17:00 8日(木) 9:25～17:00 9日(金) 9:25～12:00
研修場所	全国市町村国際文化研修所(JIAM)
研修内容	令和元年度 市町村議会議員研修[3日間コース] 「1年目議員のために」 講師：静岡県立大学経営情報学部教授 小西 敦 氏 全国市議会議長会調査広報部 副部長 本橋 謙治 氏 明治大学名誉教授 中邨 章 氏 (アメリカ国家行政院フェロー)
■目的 地方議員として、議会活動を進めていくうえで、期待される役割を十分に果たすためには、地方自治制度などの理解に加え、議員としての職責や留意すべきこと等について理解しておく必要がある。 地方議員としての大切なルールを確認し、議員として理解しておくべき基本的事項について学び、議員としての責任や役割について考え、これからの議員活動を支える基礎力を養うことで、議員の資質向上を図る。	
■内容 1日目 (講義内容) ・「地方自治制度と地方議会」 ・意見交換【演習】 静岡県立大学経営情報学部教授 小西 敦 氏 小西氏の講義では、日本国憲法における地方自治の条文を始め、地方自治法全般について学びました。 第2章 議会の組織では、議員報酬についての規定や、議長の任期についての規定、委員会の規定などが明記されており、これを踏まえた上で、議会内での申し合わせ・慣例による取り決めがされていることを理解しました。 (具体的には議長の任期は法律上では議員の任期と同じになっているが、当市の1年の慣例を含め、全814市区のうち、629自治体が任期2年以下の申し合わせで運営されていました)	

第3章 議会の権限では、議決権に関する規定や、追加議決事項の規定などが明記されており、これを踏まえた上で、追加議決事項を各自治体で定めていることを理解しました。

(2018年4月1日時点で、都道府県分で74件、市町村分で1724件の追加議決事項が定められていました)

第4章 議会の運営では、議長への招集権の付与の規定や、通年議会制の規定、会期の規定、などが明記されており、これを踏まえた上で議会運営がおこなわれていることを理解しました。

第5章 議員の失職等では、辞職の規定や、失職および資格決定の規定、議会の解散や自主解散の規定などが明記されており、これらの規定に準じた議会運営が行われていることがわかりました。

講義の後は、グループに分かれ、本研修に期待することや、議会活動について感じている課題や疑問点について、意見交換を実施しました。参加者全体で、積極的に発言が多数ありました。

2日目

(講義内容)

- ・ 議会と議員
- ・ 議員の身分と職責
- ・ 議会活動について【意見交換・質疑】

全国市議会議長会調査広報部 副部長 本橋 謙治 氏

本橋氏の講義では、1年生議員で理解しておくべきことを中心に学びました。

議会と議員の講義では、地方議会の活動期間の規定、地方議会の会議と招集の規定、本会議の運営に関する基本的な事項について学びました。

この中で、本議会と委員会の役割の違いや定例会と臨時会の違いなどを理解するとともに、「本議会における審議」と「委員会による審査」の違いや「質疑」と「質問」の言葉の違いなどを理解しました。

議員の身分と職責についての講義では、地方議会の議員の法的地位の規定、議員の職責の規定、議員の権限行使における留意点について学びました。

この中で、議員は公選または、地方公共団体の議会の選挙、議決もしくは同意によることを必要とする職であることを改めて理解しました。

議員の議決権行使の他に資料請求権と調査権を有し、当該普通地方公共団体の事務に関する調査を行うことができるが、知り得た情報に対する守秘義務がないことから職権の乱用をしないよう活動については細心の注意を払わなくてはならないことや、職員に対するパワハラ・セクハラなどにならないよう注意を払わなくてはならないことを理解しました。

講義の後はグループに分かれ、議会活動に関する課題や意見交換により新たに発生した疑問点の認識共有と解決に向けた意見交換を1日目に引き続き実施しました。

3日目

(講義内容)

- ・ 地方議会の活性化と議員の役割

明治大学名誉教授

中邨 章 氏

中邨氏の講義では、地方議会人の平均像、議会改革の足跡と課題、地方議会が評価されない理由、政策イノベーション、政策創造の技法について、学びました。

地方議会人の平均像では、NHKが行った地方議員2万人を対象としたアンケート結果を基に、平均的な地方議員のイメージ像を理解しました。当市の議員は全体平均のやや上方に位置付けられている状況を理解しました。

議会改革の足跡と課題では、議員報酬と定数に関する平均像を理解しました。こちらについても当市の議員は全体平均のやや上方に位置付けられている状況を理解しました。

地方議会が評価されない理由では、議会基本条例の制度化の状況や議会報告会の開催状況の現状を理解しました。議会報告会の開催がされていても市民の関心が低いことが多く、結果として市民から議会が評価されない状況がつついていることがわかりました。

政策イノベーション、政策創造の技法では、政策形成サイクルの可能性について学びました。予算・決算と新規政策との連携や一般質問からの問題発掘をはじめとし、政策の実現に向けたプロセスの実施例を理解するとともに、現状の行政における需要の増大による自治体予算への圧迫状況などを理解しました。

■所感

今回の研修では地方議会議員として、最低限必要になる知識の習得を行うことができました。議員には議決権行使や資料請求権、調査権などの権限が与えられているが、これらの行使については、細心の注意を払うことが重要であることを理解しました。

また参加者が全員1年生議員ということもあり、さまざまな視点から活発な意見交換を行うことができました。

今回の研修では、北は北海道から南は鹿児島県まで、72の区市町村議会より、120名の議員が参加していました。多くの議員の方と情報交換を行うことができました。